

輪島市監査公表第29号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月2日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月26日（水）農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○中山間地域が大部分を占める本市において、多様な政策メニューを考えて対応に努力しているものの対象地域が広く事業投資効果が薄まってしまう傾向が見られる。その上「不用額」「収入未済額」が散見されるので、事業費の効率的執行に留意されたい。

○第1次産業の適正な継続維持は国土保全上の重要な課題であるが、当地域ではイノシシなどの有害鳥獣の繁殖・増加により「生態系の破壊」が生じ、ひいては耕作放棄地の増加へと結びついていくと考える。今後は生活圏において人的被害も考えられることから農地関係だけでなく、広く環境保全の立場で対応策を行っていかなければならない。知見・技術対応力の欠如、捕獲人員の不足など、さまざまな問題はあるかと思われるが、このままでは「里山崩壊」にもつながるという危機感を持つべきと考える。国・県の指導を得ながら輪島市全組織を上げた対応を検討すべきである。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納については、債権者の高齢化・死去などで徴収困難な状況がより深刻化していると考えられる。引きづき、債権者にご理解いただきながら滞納額縮小に向け取り組まれると共に、関係機関に窮状と抜本的打開策を働きかける時期にきていると考える。